

令和5・6年度 追加申請 石垣市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領

1. はじめに

石垣市が発注する令和5・6年度の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出して下さい。

2. データ申請の実施

(1) データでの申請受付について

原則CD-Rを用いた申請データ及び書面での申請受付を行います。

- ① 石垣市ホームページから申請様式のデータをダウンロードし、申請データを入力して、申請書（添付書類を含めフラットファイルに綴る）と一緒に提出して下さい。（CD-Rは受付後返却いたしません。こちらで処分します。）
- ② データのウィルスチェックとバックアップを行ってください。
※データ及びダウンロード時のファイル名、ファイル形式及び書式等は変更しないでください。
- ③ 入力完了後は、データの保存及びプリントアウトし、提出書類としてください。

(2) 入力について

- ① 提出書類の入力について、データ内にある様式に入力し、提出して下さい。
- ② 入力方法は提出要領「4. (4) 提出書類一覧表」の項目と申請書チェックリスト（建設工事）を確認し、また各データを入力する際にはコメントが出ますので、それらに従って入力してください。入力されたデータは直接システム上に登録されますので、間違いがないよう十分確認してください。
- ③ 入力完了後は、データの保存及びプリントアウトし、提出書類としてください。

3. 建設工事入札参加資格申請要件

(1) 申請要件

次の①から⑥を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 建設業退職金共済制度（建退共）に加入していること。
- ④ 建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）

※免除業種

〔 タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事 〕

- ⑤ 申請する業種について、建設業許可を受けていること。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑦ 申請する業種について、経営事項審査を受審し、最新の総合評定値の通知を受けていること。
(有効かつ直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書を提出すること。)
 - ⑧ 営業開始後1年を経過していること。
 - ⑨ 申請する業種について、⑦の結果通知書における**年間平均(2年又は3年)完成工事高があること**。
 - ⑩ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
 - ⑪ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
 - ⑫ 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 留意事項

- ① 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が**15万円**を下回る者は認めません。
- ② 入札参加資格審査申請をした者が次のアからウに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
 - ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加者として不適当であると認められたとき。
- ③ 入札参加資格の有効期限は、登録の日から次期の定期の資格審査に基づく登録の前日までとする。
- ④ 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について、十分確認を行ったうえで申請してください。

4. 申請の方法

(1) 受付方法

- ① 県内業者、県外業者については、郵送による受付とします。
- ② 市内業者については、窓口(下記窓口受付場所)、又は郵送による受付とします。

※申請所在地区分

- ・市内業者：本市に主たる営業所(本店)または従たる営業所(支店等)
- ・県内業者：沖縄県内の主たる営業所(本店)または従たる営業所(支店等)
- ・県外業者：沖縄県外の主たる営業所(本店)または従たる営業所(支店等)

(2) 受付期間。

① 郵送受付

令和6年1月5日(金)～1月31日(水) ※締め切り日、消印有効

② 窓口受付(市内業者のみ)

令和6年1月5日(金)～1月31日(水)

(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

③ 窓口受付時間

午前9時00分 ～ 午前11時00分来庁者まで

午後1時30分 ～ 午後4時00分来庁者まで

(3) 郵送提出先、窓口受付場所及び問い合わせ先

① 郵送提出先

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

石垣市役所 契約管財課 契約検査係 宛

② 窓口受付場所(市内業者のみ)

石垣市役所2階 契約管財課 窓口

③ 問合せ先

TEL : 0980-83-1924 (直通) 内線1159・1161

(4) 提出書類について

① 提出書類

下表(提出書類一覧表)のNo.毎に番号順で綴り、A4S型フラットファイル(色は下記※に示すとおり)に綴じて表紙及び背表紙に「令和5・6年度 追加申請 建設工事入札参加資格審査申請書」と記載し、商号又は名称を明記してください。

※申請所在地が、市内業者は青系色、県内業者は赤系色、県外業者は緑系色

② 提出部数

市受付用原本(正)1部(A4S型フラットファイル原本綴り)

申請者控(副)1部(※第1号様式申請書のみ(写し可))

※申請者控(副)(第1号様式申請書)は受付後申請者へ返送します。

(注意事項)

※1 返信用の封筒について

①【郵送申請のみ】様式第1号申請書(副 申請者控)が入る規格の封筒(返信先記入・必要額切手貼付)又はレターパックを同封。

② 結果通知書用封筒(ワンタッチ式・120円分切手貼付)を同封。

※①②返信先宛名を記入。

※2 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。(書留、レターパック、宅配便等)

※3 郵送申請による封筒の表面に「R5-6 追加申請 石垣市建設工事入札参加申請書(市内・県内・県外)」「会社名」「建設業許可番号」を明記してください。

※4 提出書類一覧表のNo.をインデックスで表示し、番号順に綴ってください(該当書類のみ)。

- ※5 書類の不足・不備等がないよう、申請書チェックリスト（建設工事）と併せて確認のうえで提出してください。
- ※6 申請期間中に申請書を提出された場合であっても、提出書類等の不備により指定された期日までに訂正を行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。
- ※7 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので、早めに提出してください。
- ※8 書類の受領確認については電話では行いません。第1号様式申請書（副）に受付印を押印し返却致します。

提出書類一覧表

No	提出書類等	備考
1	申請データ（CD-R） ・登録業者入力票 ・入札参加希望工種入力票 ・発注者別評価点入力票 ・技術職員有資格者名簿	申請データ（エクセルファイル）：02 入力シート（建設工事） ・各シート（登録業者入力票、入札参加希望工種入力票、発注者別評価点入力票、技術職員有資格者名簿）の必要事項を入力したデータが保存されたCD-R。 ※エクセルファイルデータは各項目の入力時にコメントが出ますので、それらに従って入力して下さい。 ※該当がなく入力しない場合でもデータ保存し提出して下さい。
2	建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	指定様式：01 様式第1号（第3条関係） ・申請時現在の状況を記入。 ・担当者名等を記入。 ※必ず代表者印を押印すること。
3	登録業者入力票（建設工事）	申請データ（エクセルファイル）：02 入力シート（建設工事）
4	入札参加希望工種入力票	申請データ（エクセルファイル）：02 入力シート（建設工事）
5	発注別評価点入力票	申請データ（エクセルファイル）：02 入力シート（建設工事） ※市内業者のみ入力
6	技術職員有資格者名簿（建設工事）	申請データ（エクセルファイル）：02 入力シート（建設工事） ・令和6年1月1日現在で申請登録する営業所に在籍する常勤の技術者を入力して下さい。 ※標準報酬月額が15万円を下回る者は技術者として認められません。

7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	審査基準日が、申請までに受けた有効かつ直近の経営事項審査の結果通知書。
8	建設業許可通知書又は許可証明書	写し可 ・但し、営業所等に委任する場合は建設業法上の営業所であること。
9	建設業労働災害防止協会加入証明書	写し可
10	市税納税証明書（石垣市） ・法人企業（固定資産、法人市民、軽自動車、住民税）（特別徴収分） ・個人事業者（固定資産税、市県民税、軽自動車）	原本 直前1年分 完納証明書（石垣市納税課発行）で可。 ※市内業者のみ提出。
11	県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）	未納税額がないことの証明書（写し可） ※直前2期分。
12	国税納税証明書（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税）	未納税額がないことの証明書（写し可） ・様式その3の2（個人事業者） ・様式その3の3（法人事業者）
13	ISO9001、ISO14001、エコアクション21の認証取得を示す登録証の写し	令和6年1月1日 時点でISO又はエコアクション21の認証取得済みの者。 ※市内業者で、 <u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u>
14	障害者雇用状況報告書の写し	障害者の法定雇用義務がある事業所。 ※市内業者のみ提出。 （令和4年6月1日時点の状況）
15	障害者手帳の写し又は療育手帳の写し及び在籍が確認できる書類の写し	障害者の法定雇用義務がなく、 令和4年6月1日 時点で障害者を雇用している事業所。 ※市内業者で、 <u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u>
16	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用通知用）の写し	「事業所番号」を確認できる書類（4桁-6桁-1桁の計11桁の番号）
17	No.6「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写しまたは登録証の写し	市内業者の技術職員で、別表「資格区分コード表（建設工事）」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出。

18	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書等（船員保険含む）の写し又は監理技術者資格者証の写し等	<p>※雇用規模、技術者の常勤、新卒者雇用、若年者雇用、不当要求防止責任者、消防団加入証明の確認書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬月額が15万円未満の場合は、常勤の技術者として認められません。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出。 ・申請内容によっては、賃金台帳や後期高齢者医療被保険者証等を確認する場合があります。 <p>※市内業者のみ提出。</p>
19	令和3・4年に卒業した新卒者雇用に係る「卒業証書の写し」又は「卒業証明書（写し可）」（1名分のみ）	<p>令和6年1月1日時点で新卒者（令和3・4年）を雇用している企業。</p> <p>※市内業者で、<u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u></p> <p>※新卒者雇用に関する加点は、人数に関係なく一律5点となっているため、提出書類は1名分のみ。</p> <p>※同一人が「新卒者雇用」及び「若年者雇用」に該当する場合は「新卒者雇用」の加点となります。</p>
20	不当要求防止責任者講習修了書の写し	<p>令和6年1月1日時点で、講習を受講している企業。</p> <p>※市内業者で、<u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u></p> <p>※講習年月日が平成31年1月1日～令和6年1月1日の間となっている必要がある。</p>
21	協力雇用主会の受講証明書の写し	<p>令和6年1月1日時点で、講習を受講している企業。</p> <p>※市内業者で、<u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u></p>
22	社会保険料納入確認書（写し可）	<p>No.7「総合評定値通知書」において健康保険・厚生年金保険、雇用保険及び建設業退職金共済制度の加入が「<u>無</u>」となっている場合に提出。</p> <p>※社会保険料については、令和5年10月分（11月末 支払分）まで未納がないことの証明書を提出すること。（写し可）。直近の領収書（令和5年10月分）までの写しでも可</p>
23	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）	
24	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）	

		とする。 ※建退協の加入条件を満たしていない場合は、理由書及びその他の退職金共済制度の証明の提出。
25	① 申請書（副 申請者控）が入る規格の封筒（返信先記入・必要額切手貼付）又はレターパック ② 結果通知書用封筒（ワンタッチ式・120円分切手貼付）	① 様式第1号申請書（副 申請者控）返却用封筒に必要額切手貼付すること。 ② 結果通知用封筒に切手貼付すること。 ※①②返信先宛名記入。
26	No.6「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の技術者経歴書	指定様式：03 別記様式21号（主任技術者経歴書） ※工事経歴：過去2年間のもの。 ※市内業者のみ提出。
27	加入証明書の写し	（一社）沖縄県建設業協会八重山支部、八重山電気工事業協同組合、石垣管工事業協同組合に加入している事業所。 ※市内業者で、 <u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u>
28	災害時における応急対策業務の協力に関する証明書の写し	No.27の <u>団体等に加入かつ市内業者で市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u>
29	地域貢献（ボランティア）活動を証明するもの ※石垣市もしくは団体（団体として参加の場合）からの参加証明等	No.27の <u>団体等に加入かつ市内業者で市独自評価点において加点を希望する者のみ提出</u> ※対象期間は令和2・3年度
30	石垣市における移動献血で献血を行った証明書（献血カード）の写。	<u>市内業者で市独自評価点において加点を希望する者のみ提出</u> ※対象期間は令和2・3年度
31	石垣市消防団加入証明書の写。	令和6年1月1日時点で、在籍する常勤の技術者が団体に加入している企業。 ※市内業者で、 <u>市独自評価点において加点を希望する者のみ提出。</u>
32	委任状 ※本店以外の従たる営業所で登録申請を行う場合。	原本

3 3	使用印鑑届 ※本店以外の従たる営業所で登録申請を行う場合。	原本
3 4	印鑑証明書 ※本店以外の従たる営業所で登録申請を行う場合。	原本
3 5	営業所一覧表 ※本店以外の従たる営業所で登録申請を行う場合。	営業所一覧表（第一号別紙二）（写し可）
3 6	個人情報等同意書	指定様式：04 別記様式1号：個人情報等同意書

5. 結果の通知と公表について

審査結果については、令和6年2月下旬までに申請者あて郵送にて通知予定です。

なお、結果の公表については、格付名簿を閲覧、及び市ホームページ上で掲載します。

閲覧は、契約管財課窓口において行います。

6. 申請後の変更届（提出1部）

入札参加資格審査申請後、下記の事項に変更があった場合は、変更届出書と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

変 更 事 項	添付（確認）書類
許可の変更 （特定→一般、知事→大臣の場合）	建設業許可通知書（写）又は許可証明書（原本又は写し）
商号名称	商号登記簿（写）、又は建設業許可の変更届（写）（該当する部分のみ）
所在地	（同上）※郵便番号も記載すること
代表者	（同上）
電話番号、FAX番号、メールアドレス	変更届のみ
資本金	商号登記簿（写）
受任先の商号及び所在地 受任先代表者・電話番号	新委任状・印鑑証明書 使用印鑑届
技術者の異動	・技術職員の資格を証する書類（写） ・健康保健・厚生年金保険の資格取得届・資格喪失届（写） ※市内業者の技術職員

※ 経営事項審査及び建設業許可の更新があった場合は、速やかに結果通知書・許可書等の写しを提出（1部）してください。